

# 大分県報

令和四年

第三三八号

八月三十日

（火曜日）

## 目次

### 告示

指定予定保安林.....	一
こいの持ち出し制限の範囲.....	一
建築基準法による道路位置の指定.....	二
土地改良区の役員の就退任.....	二
所在不明者に対する保安林指定予定通知の掲示.....	二

### 告示

**大分県告示第三百六十号**  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。  
令和四年八月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 保安林予定森林の所在場所
- 佐伯市蒲江大字丸市尾浦字滝内二八五番一九二、二八五番一九四、字長迫三一九番三、三一九番五、三一九番四六、三一九番五五、三一九番七四から三一九番七六まで、字通り山八三五番二六から八三五番二八まで、八三五番一〇二、八三五番一〇四から八三五番一〇六まで、八三五番一〇九から八三五番一一一まで、八三五番一二〇、八三五番一二三、字地下ノ奥一〇五九番一四七、一〇五九番一九九から一〇五九番二〇一まで、一〇五九番二四六、一〇五九番二四九、一〇五九番二七三、一〇五九番二七四、一〇五九番三〇六、一〇五九番三三八、一〇五九番三四〇、一〇五九番三四五から一〇五九番三四七まで、字菅ヶ谷一四二四番二三、字平尾一四六九番一、一四六九番二、一四六九番九七、一四六九

令和四年八月三十日

大分県報（告示）

一

- 番九八、一四六九番二七九、一四六九番三五五、一四六九番三五六、一四六九番四〇三、一四六九番四〇七、一四六九番四四五、一四六九番四五二、一四六九番四五三、一四六九番四五五、一四六九番五七四から一四六九番五八〇まで、一四六九番五八八、一四六九番五八九、字日野浦一六四〇番三、一六四〇番四三、一六四〇番六九、一六四〇番七〇
- 二 指定の目的  
水源の涵養
- 三 指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 大分県告示第三百六十一号

令和四年大分県内水面漁場管理委員会告示第一号（こいの持ち出しの制限）に基づく水域の範囲を次のとおり定める。  
令和四年八月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 大分川水系の本流、支流及び派流
- 二 筑後川水系の大分県区域の本流、支流及び派流
- 三 山国川水系の大分県区域の本流、支流及び派流
- 四 伊呂波川水系の本流、支流及び派流
- 五 駅館川水系の本流、支流及び派流
- 六 自見川水系の本流、支流及び派流
- 七 八坂川水系の本流、支流及び派流
- 八 大野川水系の本流、支流及び派流
- 九 豊後高田市西真玉字潮見の貯水池

大分県告示第三百六十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のように道路の位置を指定した。

令和四年八月三十日

大分県知事 広瀬勝貞

指定番号	指定位置	指定年月日	道路の幅員	道路の延長
日第四一 号	玖珠郡玖珠町大字塚脇字田中 七八番一	令四・七・二八	メートル 五・五二 六・二〇	メートル 五五・五四

○公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、宇田枝井路土地改良区（豊後大野市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

令和四年八月三十日

大分県知事 広瀬勝貞

役名	氏名	住 所
理事	衛藤 講治	豊後大野市清川町左右知六〇二番地
"	加藤 寿徳	清川町左右知八一一番地一
"	小野 新一	清川町宇田枝一六一一番地一
"	衛藤 秀廣	清川町宇田枝一八九四番地
"	佐藤 良和	清川町宇田枝二三八四番地一
"	田崎 征治	清川町宇田枝一三七二番地三
"	佐藤 勤也	清川町宇田枝七二八番地
"	田崎 昌治	清川町宇田枝八三〇番地

一 所在の不明な者の氏名及び揭示場所  大分県知事 広瀬勝貞	監事	河野 勝芳	清川町左右知六五三番地三
	"	加藤 祐二	清川町左右知六八八番地
	"	衛藤 雄一	清川町宇田枝一九六三番地
	"	高山 幸一	清川町宇田枝一四四〇番地
	理事	衛藤 講治	豊後大野市清川町左右知六〇二番地
	"	衛藤 修一	清川町砂田一六〇〇番地二
	"	衛藤 孝一	清川町宇田枝一八九九番地
	"	佐藤 良和	清川町宇田枝二三八四番地一
	"	和田 茂光	清川町宇田枝一五九六番地
	"	田崎 征治	清川町宇田枝一三七二番地三
	"	佐藤 勤也	清川町宇田枝七二八番地
	"	田崎 昌治	清川町宇田枝八三〇番地
監事	衛藤 真治	大分市富士見が丘東一丁目一九番二号	
"	佐藤 孝弘	豊後大野市清川町宇田枝二二一四番地一	
"	高山 幸一	清川町宇田枝一四四〇番地	
"	吉野 誠治	清川町三玉一一一六番地	

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により通知した次の者については、その所在が不明なので、同法第八十九条の規定により、当該通知の内容を保安林予定森林の所在する市町村の事務所に揭示する。

令和四年八月三十日

所在の不明な者の氏名

掲示場所

宮本 政市、川本 正太郎

中津市役所

二 通知の要旨

令和四年七月十二日付け大分県告示第三百八号により行つた森林法第三十条の規定による通知

令和四年八月三十日

大分県報（公告）

三